

平成18年度知床国立公園利用適正化検討会議
第2回先端部地区及び第3回中央部地区作業部会

平成18年12月20日 13:30～16:30

釧路地方合同庁舎会議室

1. 開会

2. あいさつ 環境省釧路自然環境事務所長

3. 議事

(1)〈中央部地区作業部会〉資料説明 (事務局)

◆資料1「知床半島中央部地区利用適正化実施計画(平成19年度)(案)」

【質疑応答】

(座長) まず地域別に説明頂き、その都度意見を伺い、最後に全体についてご意見伺いたいと思う。

1. 知床五湖 特になし

2. 羅臼湖地域 特になし

3. 知床連山地域

(座長) 日本語の言い回しの話だが、8ページの下から5行目の「安易な入山の自粛を促進させる」ではなく「促進する」ではないか。修正検討願いたい。

(小林委員) 9ページの4)のところで、「し尿の処理に関する「利用の心得」とあるが、「利用の心得」は他の部分との整合性を考えた場合、記述しないほうが良い。

(事務局) 確かに「利用の心得」との記述がここだけであり修正する。

(斜里山岳会) 8ページの2)のところで、「安全性や快適性のための整備・管理は行われておらず」とあるが、フードロッカーの野営地への配備やグリーンワーカー等による整備も行われており、「～整備・管理は十分でなく～」等、表現の再考を願いたい。

(座長) 確かに行われておらずとは言い過ぎではないか。

(事務局) ここでの意図は、どなたでも利用できるような整備をしていないとのことであったが、表現を再考したい。

4. カムイワッカ地域

(中易委員) 10ページの2)で「リスクに関する～」とは平たく言うとどんなことか。もう少しわかりやすく書いた方がよい。

(事務局) 移動全般に関して、安全性の問題という意味で使っている。想定しているのは落石、滑落などである。

(座長) たしかに大げさな表現である。カムイワッカ特有のリスクとのことだと思うが、もう少しわかりやすく書くよう検討願いたい。

Ⅳ利用の心得 特になし

Ⅴ計画実施体制 特になし

Ⅵモニタリング 特になし

(2) 資料説明(小林委員)

◆参考資料1「平成 18 年度利用適正化に係る利用者動向調査結果(概要)」

- (座長) 今までのところで何か質問、ご意見はないか。
- (中易委員) 小林先生の調査の中で、車の規制とあるが、これはあくまで現状の規制についての意見を聞いているのか。
- (小林委員) そうである。
- (中易委員) 実施計画案に戻るが、5 ページの「既存歩道全区間を利用コントロール区域とするため、利用調整地区指定によるコントロールの可否」とあるが、歩道のみを利用調整地区とするのか。もっと幅を持たせた書き方が良いのでは。
- (事務局) 表現で足りないところがあるので、主旨が入るように検討したい。
- (中易委員) 7 ページの2)とところで、「体験の質に悪影響を及ぼす」とあるが、自然環境の保全という事もきちんと記述すべき。
- カムイワッカの 9 ページ(1)に「利用適正化対策の検討を進める」とあるが、ここは現状及び基本方針であり、他の箇所の記述と同等の表現にすべき。
- (事務局) 表現の修正を検討したい。
- (斜里観) 5 ページの「第1段階」「第2段階」の考え方はすでに意味をなさないのか。
- 以前利用のコントロールについて、一～二湖、三～五湖にわけ段階的に考えられていたが、今は一緒となってしまっている。現場としては、段階的に行うことと思っていたが、一体的にやられるとなると混乱を招く危機感がある。
- またマイカー規制について五湖とカムイワッカを一緒にやるという話もあり、ちょっと大変ではないかと思う。
- (座長) それではどのように記述したらよいか、あとでよいのでご意見願いたい。
- (小林委員) 今のところについて文言の修正の提案だが、5 ページ下から 7 行目以下を「一～二湖周回歩道を含め、既存歩道の利用コントロールを前提として～高架木道の延長並びに『利用調整地区指定による』利用調整の運用～設置に係る検討を行い、『実施にあたっては地元関係機関と調整を図る』とすればすっきり収まるのではないか。
- (斜里観) 計画が詰まってしまって、一気にやっってしまうおうという感じを受けたので、そこに懸念を感じた。
- (座長) そういうことではないと思うが。
- (斜里町) 地元としては一～二湖の周回歩道と三～五湖の周回歩道を同一のレベルで扱うのかという方向性が、今小林先生の整理された文章でもちょっとわからないのが気になる。
- (座長) 地元で五湖の勉強会をやられたと聞いているがその内容を報告してもらったほうが良いのでは。
- (斜里観) 現場では五湖の利用の形態をどのように調整するかということをお話しているのだが、以前から言っているように現状の 50 万人の利用者を減らす計画は受け付けられないとの前提で、どのように調整をしていくのか話しを進めている。先ほど話したようにすべてに網をかけて一気にやることについて懸念をもっており、先のカムイワッカの規制でも、期間を設けて実験的にやるよう依頼をした経緯がある。

五湖についてもそれくらい慎重にやって頂きたいとの意見である。

- (座長) 私も実験的にやるということには賛成である。これからの課題はそれをどうやるかということだ。そのことは勉強会で出なかったか。
- (斜里観) その話もでており、いろいろな関係者にとって損のないソフトランディングの形でできないか、情報を集めて検討を進めている。
- (座長) いつ頃まとまりそうか。
- (斜里観) まだ見えない段階で、かなり大変な作業と認識している。
- (座長) 提案がまとまれば提示していただきたい。
- (斜里観) もうひとつ確認だがカムイワッカと五湖のマイカー規制は一体という認識なのか。
- (事務局) カムイワッカのマイカー規制は継続し、五湖を新たにかけ直すとの考え方である。
- (知床財団) まず資料の関係を確認したいのだが、資料1付録の整理表は実施計画の一部として含まれるものなのか。それとも関係の無いものなのか。
- (事務局) 目次にもあるように実施計画の一部として考えている。
- (知床財団) 根本に関わることだが、実施計画にもかかわらず文末が全て「検討を行う」という記述になっており実施計画とはいえないのでは。「～する」という方針を書くべきではないか。
- また一方整理表では、20年度には「整備する」「供用開始する」というようは表現になっており、実施計画本文と記述の整合が取れていない。
- (事務局) 文章としてまとめるときに悩んだが、検討することも実施のひとつと考えている。文章自体は19年度の実施計画として整理している。整理表については18年度の部分は今年度実施しているまたはする予定の項目、また19年度の部分は実施計画、20年度の部分は20年度版の実施計画に文章化されるであろう事項が整理されている。
- (知床財団) 理解が違ったが、実施計画は毎年作るものなのか。
- (事務局) この実施計画の位置づけは昨年策定した基本計画に続く19年度の実施計画であり、今後毎年必要になるかは別だが、20年度版の実施計画は作ることになる。
- (小林委員) 解釈の違いであり、それほど議論をしても致し方ないのでは。
- 山中さん流に解釈すれば、実施計画は計画の手順を整理したもので、整理表は具体的な実施計画のアクションプランが記述されているということになる。私は検討そのものも実施計画を進める上での一つの作業ととらえている。議論すべきは整理表の項目について具体的に実施できるのかということではないか。そこでの議論をフィードバックして実施計画として高められるものは書き加えていくという手順がよいのでは。
- (座長) 基本計画は変わらずに、平成19年度の実施計画をつくり、20年度にはまた新しく実施計画をつくるということではよいのでは。
- (知床財団) そういう解釈もあるかもしれないが、普通はそういうことはあまりありえないのでは。通常の実施計画はある程度の計画期間設定を行うものなのでは。整理表には実施することが示されているのに、本文にはそれが検討するという表現で終わっているのはおかしいと思う。
- (事務局) 整理表に記載しているものは基本計画において、ほとんど実施すると記述されているものであり、それをできるものから具体化していくために、19年度もしくはここ

数年のうちに実施するものを明確にすることが重要だと考え素案を作成している。

(森林管理局) 財団とおなじ感想を受けていたが、今回たまたま先端部と中央部の検討会が合同で開催されているが、それぞれの計画を見てみると計画の体系が少し頭の中で混乱してきている。もともと一番頭にあるのが平成13年の基本構想で、その次に先端部地区中央部地区の基本構想があり、そして次の段階のアクションプランとして先端部地区は利用の調整と利用の心得の2本の柱を作っていくという話がある。そして中央部地区ではこの実施計画がアクションプランとして地区毎に優先するものやっけていきたいと思いますとの頭でいたのだが、いま改めてそれぞれ見比べるとどの計画でどこまで書くのかというのが不明確であるという点で、実施計画としてどうなのかということと、中央部地区、先端部地区で比べれば例えば利用の心得でいえば、同じ言葉が使われているが、当然利用の形態が違い、書かれる内容が変わってくるし、どこまで書くのかというレベルも整合性が取れていないと思う。また19年度の実施計画というが、いつまでやるのかがわからない。この付録の整理表も付くのであれば、20年以降も当然計画が有効なのかと一般的にとらえられると思う。計画の体系がどのようなもので、それぞれがどういう位置づけなのか明らかにすべきでは。書いてあるものが適正なのかかわからないし、基本計画と実施計画の違いがわからなくなる。

(事務局) 少し混乱を招いてしまっていてお詫びしたい。実施計画は先ほど説明したとおり平成19年度の実施計画であり、本文の方は19年度に実施すべき事項を整理しており、整理表のほうは少し欲張った形で18年度にやったもの、19年度の実施計画を整理したもの、20年度以降に考えられる予定を参考までに記述した形となっている。例えばタイトルを平成19年度の実施計画とわかるように修正するか、また整理表の平成20年度のところに予定または参考等を括弧書きで記述するなど修正させていただけると誤解が解けるかと思う。

ご指摘いただいた先端部、中央部の構成の違いは、事務局でも認識しているが、ご承知の通り相当状況が異なる場所であり、今後わかりやすい整理は行いたいと思うが、ご理解いただきたいと思う。

(小林委員) 今回の説明で理解の範囲を超えた部分があり確認したいが、基本構想、基本計画と段階的にきた中で、実施計画が単年度の計画という認識はしていなかった。

毎年実施計画をつくることになるのか。そういう位置づけでこの検討会を立ち上げたという認識ではなかった。今の説明だと、根本の発想が違うと思う。19年度やりそして20年度ということになってくると検討会の大元の仕組みにかかわることでは。あくまでも、基本構想、基本計画、最終段階の実施計画を作っていくとの認識であったのだが。それは先ほどから議論されているように、何年までにこれをやるという実施計画であり、その中で綿々とうたうものがあるとの解釈である。話しが違うように思うが。

(知床財団) 小林先生と同感であり、単年度の実施計画はちょっと考えられないのでは。

実施計画は19年度につくって、今後見直しを行うまで何年間か生きている実施計画であるという解釈の元に、例えば五湖の利用のコントロールについては「～の検討を行い既存周回歩道の利用コントロールを最終的に実施する」という文章

であればわかるが全て検討で終わっている。基本計画の方で決まっている方針があれば「検討の上このようにする」との表現でなければおかしいのでは。一年で死んでしまう計画というのはよくわからない。

- (事務局) 19年度でこの実施計画が全く死んでしまうということではなく、また19年度の実施状況をみて検討する必要があると認識している。基本計画でかかれてあることのうち19年度また18年度のこれからも含め、まず何を優先的に検討すべきか何を実施すべきかということを示唆したいということで19年度の実施計画となっている。その中でも19年度でやりきれなかったことについては、翌年度さらにその次に延びていくということもありうる。と考えると、単年度毎に何をすべきなのか、何に優先的に取り組んでいくのかという指針のようなものがあると動きやすいだろうという主旨である。それから小林先生のおっしゃった20年度以降のことを全く議論しないのかということについては、まさに整理表をつけたねらいはそこにもあり、基本計画にかかれていても多いが、まず19年度にどこまで検討して、それを受けて20年度にどうかということも保証の形で書かせてもらっている。その点も含めてご理解いただければと思う。
- (知床財団) 私の言いたい根源としては、地元としてはっきりして欲しいとのことであり、いつになるかははっきりとはいえないかもしれないが、基本計画で決まっていることがあるのならそれをやりますとの文章にして欲しい。実施計画であるのだからそれが欲しい。
- (根室支庁) ちょっと話がかみ合っていないのでは。基本計画の内容の範囲で、年度毎にできることを実施計画としてまとめていくという考え方で何ら問題ないと思う。
- (事務局) 確にかみあっていないが、実施計画の中ですぐに実施できるもの、あるいは検討した上で実施すべきものを整理した上でいろいろなものが混在している。整理表の18年度の欄をご覧頂くとわかると思うが、すでに今年から実施しているものも書かせて頂いている。例えばパンフレットの配布であるとか高架木道の供用開始であるとかすでに実施してあるものもある。平成19年度についても基本計画に基づき検討を進めていく実施の他に具体的な実施を進めていくということを書いて頂いている項目として、マイカー規制の試験導入、既存歩道の補修、リアルタイムの情報提供などがあり、なかなかわかりにくいとは思いますが検討だけではないとの認識である。
- (座長) こういうようにまとめさせて頂ければと思うのだが、まず一つめは財団が提起されたように、平成19年度の実施計画での言い方と付録の整理表が必ずしも文言としては整理されていないというのがあるので、それを少なくとも部分的に修正するかあるいはあわせるという作業をやってもらいたい。であるから先ほどの実施計画と整理表を一緒にすることは待ってもらって、整理するまで整理表はつけないようにしてはどうか。そうしないといつまでも入り口のところで前に進まない。ととりあえず整理表は作業表のよう受け止めておく。今日はとりあえず本文の方のいろいろ指摘頂いているので修正するというところでどうか。
- (羅臼観) 7ページの新たにシャトルバスとあるが、シャトルバスという言葉を入れなければだめなのか。今年から定期バスも走っているが停車位置が非常に離れているということもあり、あえてシャトルバスだけにする必要はないのではないかと。

- (事務局) ご指摘通りシャトルバスだけでなく、路線バスも停まってもらえるのなら構わない。表現を少し変えたいと思う。
- (座長) 他に無ければ次に移りたい。
- (3)資料説明 (事務局)
- ◆資料-2 利用者マップ(仮称)骨子案について
- (座長) 今の説明にご質問、ご意見などないか。
- (斜里環) 環境省の主導でエコツーリズム推進協議会というのを立ち上げており、その中でガイドラインについていろいろと検討している。できればそういったところとの情報交換もしていただきたい。もう1点カムイワッカについてだが、今年はだめか。カムイワッカの利用者マップはできないものか。カムイワッカはいま焦点になっていて、利用者の危険認識が安易な形で沢登りに挑戦する人たちが結構多い。けが人が毎年でている箇所であり、できればカムイワッカも今年の計画に入れて頂きたい。
- (座長) 今日出ている羅臼湖、知床五湖、知床連山をいっぺんにやるのか。
- (事務局) 3地域については来年度から配布する予定である。
カムイワッカについては現状で立ち入れる範囲が明確ではないので、地図に表現することは難しい。
- (斜里環) おっしゃる通りと思うが、地元としてはできれば環境作りをして、お客様にもう少しきちんとした情報提供をしていきたいと思っている。私たちもこれに似たものを作らなければならないのではないかと考えているので、もし環境省さんに協力願えるのならお願いしたいと思う次第である。いま微妙な状態にあるのは事実である。今年は一の滝の上までだったが、かなりの数がいけることは事実でその間でもそれなりに危険な箇所があり、是非お願いできればと感じていた。
- (事務局) 安全対策は別途検討されている状況であり、その結果はしっかりと踏まえなければならない。またマイカー規制のチラシもありそこにそういった視点をとりいれたら良いと思う。
- (座長) 来年は難しいと思うが、他のところもこのような形で作っていくという考えなのか。
- (事務局) 利用者マップは今年作って終わりという事ではなく、更新をしていきたいと考えている。同じような考え方で、必要な地域がでてくれば機動的につくれるようなという主旨で考えている。
- (座長) すぐにつくってもらえるという返事はもらえなそうだが、シリーズとしてつくってもらうというところでご勘弁願いたい。
- (小林委員) 非常に苦労されて作られているが、現地で読んだのでは手遅れなところが沢山ある。やはりこういったものは宣伝をできるだけして、pdfでインターネット上に公開してダウンロードしてもらい、それから五湖については一般観光客が多いのでJT Bとかに積極的に使ってもらいなどということをやらないと、なかなか一般の方は周知しないと思う。もちろん現地でこういったものを用意するのは大事だが、事前に観光業者にリーフレットの中に入れてもらうというというようなことをやらないと利用の質も上がらない。そういった事前に手に入れられるようなことも考えてもらえればと思う。
- (事務局) 検討したいと思う。

(羅臼町) 凝ったものは必要ないかと思うが、むしろ地元の自然保護官が必要に応じて更新できるという形で作るのであれば、情報は変わるのであらかじめ枠として最新情報の欄を設けておけばよいのではないかと。

(釧路開建) 動向調査の中で、利用者が50代以上が40%以上占めている。となると情報が沢山書かれているが、字が小さくて見えないのではないかと。そういうところも考えた方がよいのかなと思う。

羅臼湖の地図のところで、ヒグマの目撃情報と他の情報が同じ表現で書かれておりもう少し配慮が必要かと思う。

(座長) 思いつきだが五湖などは外国の人もかなり訪れていると思うので、必ずしも同じ内容でなくとも良いとは思いますが、将来的には英語版や中国語版なども考えなければいけないのかもしれない。

(ガイド協) できれば完璧なものにしたほうがいい。いろいろな業者がこれを参考にし、どこにいてもものと同じ内容が書いてあるようにした方がいい。そうでなければどこにあるものも大して変わらない。それから、すでにガイド業者などノウハウがあるのでつくる時には事前に協議してもらいたい。

(座長) どんな内容を書いたらいいのかなど、どんどん協議してもらいたい。

(4) 資料説明 (事務局)

◆資料-4 「平成18年度知床国立公園利用適正化検討会議スケジュール(案)」

(座長) 今の説明内容になにか質問等ないか。

(斜里観) 整理表に話しが戻ってしまうが、実施計画の五湖の望ましい交通システムの検討のところで、18年度に自動車利用適正化の検討とあり、19年度は試験的な導入となっているが、すでに18年度の検討は終わったことになるのか。

(事務局) 18年度はまだ終わってなく、これから検討するところも記載されている。ただしこれは最短で考えられるスケジュールで記載されており、検討結果次第では、19年度の実施は変わる可能性がある。

(斜里観) 先ほども話したように、カムイワッカと一体となったマイカー規制となり、これには大きな問題があり時間もかかると思っているが。

(事務局) 実施計画に書かれているが、実際のところは現在のマイカー規制協議会にて検討し、実施したいと思っており、まだ検討が始まっていない段階であり、ここまで書くのは書きすぎという面もある。

(斜里観) 19年度に試験的な導入を行うということは、しっかりとした検討期間があるからできるということでいいか。試験的導入は必ずやるのか。

(事務局) 決定というわけではない。

(座長) 他にないか。中央部地区はここで終わりにし、休憩を挟み先端部に移りたい。

(5) 〈先端部地区作業部会〉資料説明 (事務局)

◆資料-3 「知床半島先端部地区利用の心得(18年度案)」

(座長) 何かご意見ないか。

(ガイド協) 2ページの(4)の2で、遊漁船やガイド協議会の事務局など民間もできれば条件を満たしたのものについては申請の提出先になるようにしてもらいたい。何故かというところとビジターセンターの人が出払った時などが生じると思うが、そのときに必要に

なる。それからガイドがいるので簡単なレクチャーもできる。

- (座長) その方が便利だということだと思うが、事務局はどうか。
- (事務局) この意図は情報を速やかに集めて、その情報を早く把握したいということからきている。体制の話だと思うのでそれができれば問題ない。今後ご相談しながら考えたい。
- (ガイド協) そらからもう一つ同じように、入れるか入れないかの決定権の委譲も必要かと思う。例えば相泊などは、無許可で入ってもほとんどわからない。入り口の私有地でチェックできるようになれば、きちんと機能すると思う。
- (座長) 具体的な許認可の方法は今後協議をして決めていったほうがよいと思う。あるいは実験的にやってみるのも良いかと思う。
- (事務局) 現時点で人数を制限するものではないが、ルールを守っていただく効果的な方法を今後検討するつもりなので、そういった点を協議させて頂きたい。
- (中易委員) 計画書と帰着報告書は環境省の事務所長宛に出すということではどうか。公園行政の指導行政の一環としてやるということと認識しているが、その辺をわかるような仕組みにする必要がある。それから、利用の心得の以前ははじめにあった基本計画の関連のところは後に移ってしまった。これはやはり前文のところの一文いるかと思う。それから図面だが、先端部地区がどこかということがわからないのできちんと区域がわかる図面が必要だと思う。
- (事務局) 移動しすぎた面がある。16ページの最初の3行ははじめに移動したいと思う。
- (小林委員) いまのところと関連するが、16ページ以降のところそれぞれ、「利用のルールを下でのコントロールされた」とあるが、これは利用のルールを下にやりましょうという内容である。また動力船の海域利用には「利用の心得の下」とある。これは実はキーワードであり、適正利用計画の中の「利用のルールとは利用の調整と利用の心得」を指すという一文がある。これを最初のところに、根拠としてきちんと書いておくべき。後ろの方では全て利用のルールの下でと書いてある。利用の心得は動力船にしかでていない。明記しておかないこの「利用の心得」とはなんなのかがよくわからなくなる。その点を加筆修正していただきたい。
- (ガイド協) 4ページのたき火だが、たき火を行えないことになっているがこれを取ってしまっただけでこういうたき火をしてはいけないという方がいいと思う。何故かといえば、たき火は行えないことになっているが状況によってはいいですよとしている。であればはじめからたき火はこうやった方がいいよと書いた方が効果的である。いままで考えてきたがたき火を禁止するというのが腑に落ちない。
- (座長) ここは表現が難しいところである。前にも申し上げたが、緊急避難的なたき火をしてはいけないといってもこれはせざるを得ないだろう。これは大人のマナーの問題だと思う。原則はたき火は行わないことにしておいた方がいいのでは。
- (ガイド協) たき火を禁止しているところはあまりないのでは。
- (座長) いや沢山あるが、仕方がないときはやっているということだ。
- (事務局) ここにいれた趣旨は、自然公園法で明確に規定されている部分になるので、やめるということとはできない。
- (ガイド協) 7ページの魚の釣り場の件だが、大きい地図には2箇所印が付けられているが、確か遊漁船組合としては4箇所としていたはずである。この内容が確定でないの

はわかったが、入れるとしたら2箇所にするのか。

(事務局) この図面はあくまで例なので、0から4まで考えられる。

(ガイド協) これは現場と今後協議しながらきめるのか。

(事務局) そうしたい。

(知床財団) 言いたいことたくさんあるが、4点にしぼって言いたい。ひとつははじめにの文だが、ここは大変大事な理念を書いているところだと思うが、ヒグマの棲み家におじゃまするという思想は書いてあるが、重要な部分である基本構想の中の基本方針が書かれていない。文中に「原始的な自然地域における一定のルールのもとで自然体験機会を適正な提供と持続的な利用を図ることであり、その基本思想はヒグマ～」といれてはどうかと思う。何故かと言えばこれはとても重要な基本方針であり、またこれまで曖昧で長年放置されてきたものを、地域地域できちんとルールを定めた上でルールにのっとった人は利用していいですよ、国民に日本に唯一の広域的な原生のバックカントリー体験を提供していこう、また一方できちんと自然を保護していこうとの発想であったものが、ここにきて規制ばかりの規制計画になってしまっている。基本方針をきちんと明記して、国民が理解できるものにしてもらいたい。

2点目は2ページ②のレクチャーのところだが、羅臼ビジターセンターまたは知床自然センターでレクチャーを受けることとなっているが、羅臼は新しくなりスペースがあるが、自然センターは夏場非常に混雑し、ダイナビジョンホールは定期的上映がされているので使えない。今回のようなバックカントリーに入る人にレクチャーをするのは結構時間もかかり、きちんとしたスペースがなければレクチャーできない。また羅臼にしても自然センターにしてもしっかりレクチャーをしなければならぬと思うが、そのためには何らかの人的な配置をするための負担もきちんと考えなければならない。

3点目は4ページのウ野営のところだが、自己責任と自己判断によって行うこととで、可能な場所を例示しているわけだが、昨年9月にこれまでいろいろと警告をしてきたがついに恐れたことが起き、シーカヤッカーのテントに夜ヒグマがのしかかかってきた。事故にならなかったのは幸いだがそういう事件が起きた。羅臼側は現状ではまだ大丈夫だと思うが、西側の大部分の地域、ルシャなどはとんでもないがそれ以外も含めて、ここで何の安全対策もやらずにテントで寝るといことは私なら絶対にやらない。今回利用の心得を定めて、いままで59年の申し合わせ、去年の自肅要請でいっては行けないと行っていたところをこういうことを守ったら行っていいですよとしてしまうわけだが、一方で自己責任といわれてもできることとできないことがあり、夜ヒグマに襲われるかもしれないのに自己責任といわれても不可能である。やはりいくつかの野営地を定めて、どうしようも無いときは他の場所になるが、古典的な電気牧柵、フードロッカーの設置とか連山の一部ではやられているが、そういう設備をきちんとして安全を確保しないととてもじゃないがルールを守って行ってくださいとはいえない。またたき火もそういう風に定めてこのスペースならいいですよとすればいいんじゃないか。シーカヤッカーなどは初夏や秋など寒い時期にやる人がいるがびしょぬれになった状態で、目の前に流木があつてそして体は濡れているそれで、岩の海岸の上でたき火をすれば何の問題もない。

次の波が来ればきれいになってしまう。そんな状況でたき火をするなどというのは基本的に理解されない。そういう対策からも、野営地をきちんと定め、安全対策をするべきだと思う。

最後に質問だが、先ほどの釣りの部分で、河口部で釣りをしていい場所を定めるとあるが、斜里側には一箇所もないわけである。斜里側にも定期的ではないが、釣り船をやっている方は沢山いる。斜里側もお願いすれば場所の指定は可能なのか。

(座長) どれも難しい問題だが、これまでも何度も議論してきたところでいい加減にまとめたいところだというのが本音である。一番最後の質問のところからどうか。

(事務局) 釣り場については特に羅臼側とっているわけではないので、同様に検討は可能である。ただ羅臼側からはご要望いただいているが、斜里側からは出ていないので、そこは実態を教えていただければと思う。

(ガイド協) 今の話したが、羅臼側は既成事実としてすでに何十年も続いている。それが変わることによって生活の場がなくなる人がいたこと、それからもう一つは無法者が横行したので、ひとつにまとめるために遊漁船組合というのをつくり、一定の場所で一定のルールでするからとお願いしたという二つの経緯がある。同じように考えてもいいかもしれないが、斜里側も状況は羅臼とは違うので違う方法で考えた方がいいのでは。特にウトロ側は釣り船が多いからいまから場所を指定してやらせる必要はないのではないか。羅臼は多いものを少なくするという意図がある。

(座長) 野営の問題だが、それはどうか。

(小林委員) 山中さんがおっしゃったことは的を得ている的確な判断だと思う。自己責任と自己判断によって対応できない部分がある。たまたま都市公園の遊具にたずさわった際、国交省では、自己責任と自己判断によれるものをリスク、対応できないものをハザードとはっきり分けている。ハザードというのは個人で判断できないので、公がそれを無いように処置をしなければならない。さきほどおっしゃった電気柵を設けるとするのはハザード対策になる。それをやった上で、情報提供をし、野営地を決めた上でのことが、自己判断と自己責任によるOWNリスクだと思う。ここらへんの考え方をきちんとしておかないと、なんでもかんでも自己責任とするのは問題がある。

それから先ほど遊漁船の問題がでてきたが、資料の7ページから8ページをご覧頂くと後ろの遊漁船による海域利用というところ全体に絡んでくると思う。できれば世界自然遺産の科学委員会の中でも海域ワーキングが立ち上がっているので、単に海岸利用だけではなく、海域ワーキングでの議論を踏まえて7ページ8ページのところをつめていく必要がある。

(斜里町) 先程山中さんから斜里側で一部釣り船が見られるとの話したが、これまで大きく事業としてやっている形態は無かった。それはきちんと調べたわけではないが、場所的にいい場所がないのもあると思うが、先端部の申し合わせでレクリエーション利用をしないというのをかなりの人が、斜里側は上陸してはいけないという感覚で受け止めて、たぶん反映されてきた結果だと思う。さきほどおっしゃった要望がなかったというのではなく、出すべきではないとの認識だった。今更になって実

は行けたんですとか、そういう混乱を招く要素をこの心得は他の部分も含めはらんでいる。これはいままでもかなり議論してきたので話しを戻さないが、そういう経緯を、いまの釣り場そして海域の利用の検討の中で認識しておいて欲しい。

(事務局)

海域の検討会の内容が一方であり、利用の検討については、基本的に13年度からずっと検討してきて、それを基にここにあるものが一応の形をとってきたという経緯がある。海域委員会で検討された内容がこれから反映されないかというのは必ずしもそうではないと思う。まず利用のルールを先行させて実施してみるそれで、海域委員会で検討されたものをあとから加えていくというような、これで決まりというようなことは考えていない。どんどん変わっていくものだと考えている。一番最初にあるようにモニタリングをしながら、使い方が悪ければ、例えば野営指定地を削除するとか、要するに利用者が使い方が悪いとどんどん利用できる範囲が狭くなっていくとかということをやりながら進めたい。事がなっただけからということがないようにしていきたい。

それからリスクとハザードだが、基本的に自然公園の中で五湖の高架木道のように安全に整備するというのは利用計画に基づいてやることになる。先端部は利用を前提としていないので利用計画がほとんど無い状況でありハザード対策というのは基本的にはできないということになる。となると山中さん、小林委員のご指摘を踏まえるとすべての野営地が無くなるということになってしまう。国営公園のような営造物的な管理権をきちんと持っているところと、バックカントリーのようなところではおのずと利用のあり方は変わってくると思う。ただし危険性があるので、山中さんのご意見のような情報があれば、その野営可能地は可能地でなくなるのでそういう情報を沢山頂いて、なにか情報があったときには直ちに使用できなくなるとかそういう対応になると思う。場所がすべて固定するわけではなく、モニタリングをして荒れているのであれば使えないようにしていくので、改訂という作業が並行して行われると考えている。そういう意味でハザード対応というのは非常に難しいので、利用者にはリスクを極力減らすような情報提供を行うということが最大限の行政ができるものかと思う。

(知床財団)

所長の今の野営地に関する認識は、全く現状がおわかりになっていないと思う。先端部地区全域が何らかの安全施設がなければ野営できないところ、恐ろしい場所だと言っている。例えば知床岬、赤岩から先端をまわってルシャにいったあたりは殆ど問題ない。だけでもそれ以南ずっとウトロの近辺はとてでもないが恐ろしくてキャンプできるような場所ではない。ただ内陸地や稜線近くにいけばそんなにでもないが、西側の海岸線には常にうろついている。そしてまったく人を介意しない。そういう状況で手を出してくるというのは充分考えられる。利用計画がないから野営地を定めません、あとは自己責任ですよというのはいかがなものかと思う。西側地域はトレッキング、シーカヤックなどの利用があるが、いずれにしても一泊しなければ絶対に行けない。そういう風な地域で行ってもいいというのに、ハードな安全管理対策を自己責任でとれというのはできない。

(事務局)

利用の心得というのは行ってもいいというものではなく、行くのであれば心得を守ってくださいというもので、積極的に行ってもいいということは全く言っていない。それから先ほどからも言っているが、ヒグマがいるという状況が明らかであって使え

ない状況であれば、利用可能地は利用が可能だといっているだけであり、そこを積極的に使ってくださいと言っているわけではない。これしか方法はないかと思う。

(知床財団) 全域が不可能である。

(座長) 危険な箇所がわかっているのなら、野営を禁止するエリアにするというのはどうなのか。

(知床財団) ここには安全な場所はない。

(座長) そうではなく、きわめて危険度が高いというところは示せるのでは。

(知床財団) それはすでにルシャ地区ということで抜いてもらっている。

だからといってそれ以外が安全だとは言えない。

(座長) それならば危険だということをもっと言っておけばいいのではないか。

(知床財団) 行ってもいいといっている訳ではないといっているがそうではないと思うのだが。ルールにのっとって利用してくださいというものではないのか。こういう状況なのだから利用計画が設定されれば野営地が設定できるのなら、利用計画をつくれればよい。

(事務局) この図面ではルシャだけが野営を抑制な区域として示しているが、特に危険性の高い区域があればそれを決めて、その上で利用の心得を守った上で利用してもらうことになる。

(知床財団) 特にはなく全面が危険である。

(事務局) それは仕方がない。

(ガイド協) 山中さんの話しは個人感覚のもので、いろいろな人がいるわけだから他のスペシャリストも呼びながら、意見を戦わせて決めたほうがいい。クマに対しても危険じゃないと言っている人もいる。一つの意見に固まるのはどうかと思う。シーカヤックでいえば新家さんしかいない。新家さんなら新家さんをよんで来て聞くとか、もっといろいろな方面の人を呼んで来て検討したほうがいい。

(小林委員) 大事なことは構造的な議論をするということと、事故が起きた場合に負う社会的リスク、費用がでてくるわけである。そういうことも踏まえ、専門家を交えて議論していく。専門家でないから議論できないというのはおかしいことでいろいろな立場の方がいて、それを社会的、総合的に判断されて議論する場である。山中さんの話は分科会を設け議論すればいい話だと思う。この場でそういうことはできないでしょうというのはちょっとおかしい。

またリスクの問題というのはなかなか難しく、結論がでないというのはおっしゃっており、所長がおっしゃったことは筋が通っていると思う。そういう考えで進んでいくのであればそれで良いと思う。安全性の議論は、あるかなしかの話ではなく、基本的には降水確率と同じで 99%危険かもしれないが、1%はなにもないかもしれない。実はそういう代物だと思う。危険性というのはもしも表現すればあるなしでなく、一定の科学的知見と技術に基づいてこれは 90%で起きるといわれれば、一般の人はその情報で処理するしかないと思う。0.1%でも 0 でないのだからあまりそこで議論しないで、きちんと科学的知見に基づいてデータとして示し、なおかつ自分でやるのなら電気柵などの方法があると示すのがきちんとした情報提供ではないか。あくまで行く人がやる範囲でやるというのは、これは哲学の問題な

のでそういう方法もある。それから山中さんがおっしゃる考え方もあると思う。ただ、所長さんが立場としておっしゃったので、その立場を尊重するのならその考え方も一つの考え方だと思う。間違いとかそういう話しではなく、価値観の問題である。

(座長) 他にご意見ないか。

(釧路運輸) 一点だけ皆さんに認識していただきたいことがあり、18 ページの動力船による上陸利用のところだが、これは海上運送法に密接に関係する事項でひとことお伝えしたい。基本的には申し合わせの通り上陸利用は認めていないというのはよいが、最後の但し書きのところに海岸トレッキング、登山利用、河口部のサケマス釣り、については利用の調整において上陸利用ができるように受け取れるが、遊漁船は法に適用されないのがよいが、海岸トレッキング、登山利用、河口部のサケマス釣りについては基本的には海上運送法が適用ということで許可または要請が必要で、今の段階では安全な状況が出来ない限り、認められないという風に考えていただければと思う。

(ガイド協) その場合例外はないのか。そういう風に仕切ると、研究とかでは許可するとかいうことになるかと差別になる。

(釧路運輸) 事例で示していただきたい。

(ガイド協) 堅いことをいうが、現実はどうじゃないのでは。いままで黙認してなんの文句もいわないでいたのに入れませんかというのか。絶対入れないということではないのでは。それなら一定の条件で上陸するようにしたらよい。人が入るための国立公園ではないのか。

(釧路運輸) ケースバイケースで判断するしかない。ここの場でこの場合はよいとか悪いとかの判断はできない。

(座長) 今のご発言はお立場を考えればそうおっしゃるしかない。それをどうこうという話しではない。

さて時間が経ってきているのでまとめたいと思うが、山中さんからご指摘あったこととして最初の前文のところ、もう少し考え方をきちんと示しておいたらいいんじゃないかということ、これはよいかと思う。それから野営地のほうについてはどう表現するかということに関しては、今日決めるということにはなりそうもないがどうするか。これはどうしても今日決めるということではなく、まだチャンスがあると思うが。

(事務局) スケジュールとしては、2月にもういちど作業部会があるのでそこでもう一度議論することは可能。

(座長) その時議論するというよりも、できればその時までにはどうしたらよいかをいろいろな人に意見を伺って、考え方をまとめるという風にしてはどうか。みんなが集まるのは無理だと思うが、一種のワーキンググループのような形で検討しては。

(事務局) 今回の議論で課題となったところを関係する方々と個別に打ち合わせしたい。

(座長) 個別でもかまわない。そのように進めていただきたい。

閉会